

泉佐野市公式キャラクターデザイン等使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、泉佐野市（以下「市」という。）の公式キャラクター（以下「キャラクター」という。）のデザイン等の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) デザイン等 「イヌナキン」のイラスト、立体物又はこれらに準ずるもの
- (2) デザインガイドマニュアル デザイン等の利用方法等について市が定めたもの
- (3) 物品 デザイン等を使用した商品、景品、商品等のパッケージ及びこれらに準ずるもの

(デザイン等使用料)

第3条 デザイン等を使用する際の料金（以下「デザイン等使用料」という。）は、無償とする。ただし、商品、景品、商品等のパッケージ、広告、サービス等、収益を上げることを目的として作成し、若しくは提供される物品又はサービスにデザイン等を使用する場合のデザイン等使用料は、有償とする。

2 有償使用の場合のデザイン等使用料の額は、別表において定めるところにより算定した額とする。

(無償使用の申込み)

第4条 デザイン等を無償で使用しようとする者は、「イヌナキン」デザイン等無償使用申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、企画書及び申請者の概要がわかる書面を添えて市長に提出し、その許諾を得るものとする。

2 市長は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、申請者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 前々項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の許諾を要しない。

- (1) 市及び泉佐野市観光協会（以下「市等」という。）が使用するとき。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

4 前項により、「イヌナキン」のデザインを使用する場合において、前項第3号を除き、使用内容を市に書面にて事前に報告するとともに、成果物を提出しなければならない。

(有償使用の申込み)

第5条 デザイン等を有償で使用しようとする者（以下「有償使用者」という。）は、「イヌナキン」デザイン等有償使用申請書（様式第2号）に、企画書及び申請者の概要がわかる書面を添えて市長に提出し、その承認を得るものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による申込みについて準用する。

3 前々項の規定により、市長より承認を得た場合は、有償使用者は「イヌナキン」デザイン等商品等使用許諾契約書（様式第3号）を作成し、市と契約を締結しなければならない。

(使用の承認)

第6条 市長は、第4条第1項又は前条第1項の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザイン等の使用を承認するものとする。

- (1) 市の品位を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき
- (2) 「イヌナキン」及び作者「ゆでたまご」氏のイメージを損なうおそれのあるとき
- (3) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき
- (4) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき
- (5) デザイン等をデザインガイドマニュアルに従って使用しないおそれのあるとき
- (6) 泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野市条例第28号）第2条第1号から第3号までの規定に該当する者が使用するとき
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき
- (8) その他、市長が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不適当と認めるとき

2 市長は、デザイン等の使用を許諾するときは、「イヌナキン」デザイン等使用許諾通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の許諾に際し、条件を付することができる。

4 市長は、使用を許諾しないときは、「イヌナキン」デザイン等使用不許諾通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(デザイン等使用料の免除)

第7条 有償による使用の場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、申請者は、デザイン等使用料の免除を申し込むことができる。

- (1) 自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格を有しないものを含む。）が公益的な活動のために使用するとき。
- (2) 市への誘客効果や市のイメージアップ効果が大幅に期待できると市長が認めるとき。
- (3) 使用する主体と市等との間で特定の政策目的を達成するための連携協力の関係が明確であると市長が認めるとき。
- (4) その他公益上の観点又は著作権管理の観点から市長が免除することが適当であると認めるとき。

2 前項の規定によりデザイン等使用料の免除を申し込む者は、「イヌナキン」デザイン等使用料免除申込書（様式第6号）に、前項各号のいずれかに該当することが分かる書面を添えて、市長に提出するものとする。

3 第4条第2項の規定は、前項の規定による申込みについて準用する。

4 市長は、第2項の規定による申込みが第1項の各号のいずれかに該当すると認めるときは、「イヌナキン」デザイン等使用料免除許諾通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

5 市長は、第2項の規定による申込みが第1項の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、「イヌナキン」デザイン等使用料免除不許諾通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

(デザイン等の使用期間)

第8条 デザイン等の使用期間は、許諾決定日（以下「決定日」という。）から1年を限度とし、次項による場合を除き使用申請書に記載のとおりとする。

- 2 市長は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、許諾通知書に記載して通知する。
- 3 前各項の使用期間満了後において、引き続きデザイン等を使用するときは、改めて申込みを行い、使用許諾を受けなければならない。

(許諾内容の変更の申込み)

第9条 デザイン等を使用するもの（以下「使用者」という。）は、許諾を受けたデザイン等の使用内容を変更しようとするときは、「イヌナキン」デザイン等使用内容変更申請書（様式第9号）を市長に提出し、その許諾を得るものとする。

- 2 第11条第1項第1号の規定により、デザイン等使用料を申請日時点で一括して算定するとされた物品を、使用期間を超えて販売又は使用する場合は、前項の規定により変更の申請を行い、許諾を得るものとする。
- 3 市長は、デザイン等の使用内容の変更を許諾する場合には、「イヌナキン」デザイン等使用内容変更許諾通知書（様式第10号）により、申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、デザイン等の使用内容の変更を許諾しない場合には、「イヌナキン」デザイン等使用内容変更不許諾通知書（様式第11号）により、申請者に通知するものとする。
- 5 第6条及び第7条並びに第8条の規定は、第1項の申込みについて準用する。

(使用禁止及び許諾の解除)

第10条 市長は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。

- (1) 第6条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 第6条第3項により付した条件に反したとき。
- (3) 第12条各号の遵守事項を遵守しないとき。

2 市長は、次の各号に該当すると認めるときは、デザイン等の使用を禁止し又は使用の許諾を解除することができる。

- (1) 前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。
- (2) 前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。

3 市長は、前項の規定により、使用を禁止し、又は許諾を解除するときは、「イヌナキン」デザイン使用禁止・使用許諾解除通知書（様式第12号）により、使用者に通知するものとする。

4 市長は前項の規定による使用禁止又は使用許諾の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(デザイン等使用料の納付)

第11条 デザイン等使用料は、次に掲げる各号の区分に応じ、各号の定める時期に算定する。

- (1) 製造物等申込み時に総量が確定するもの 原則として申込み時点で一括して算定する。
- (2) 申込み時に総量を確定するのが困難なもの 一定の期間を定め、その期間ごとにデザイン等使用料を算定する。

- 2 使用者は、前項の規定によるデザイン等使用料の算定後、市長が発行する納入通知書により、納入通知書の発行日から14日以内にデザイン等使用料を支払うものとし、当該使用料が納付された日以降にデザイン等の使用ができるものとする。
- 3 前項の規定により納入されたデザイン等使用料は、原則としてこれを返還しない。また、納入されたデザイン等使用料が総量の実績を下回る場合は、その差額を市に支払わなければならない。
- 4 第1項第2号により、デザイン等使用料を算定する場合、「イヌナキン」デザイン等使用料実績報告書(様式第13号)により、第6条第2号の規定による通知に記載されたデザイン等使用料算定期間ごとに、デザイン等使用料の額を報告するものとする。

(使用上の遵守事項)

第12条 デザイン等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインガイドマニュアルに従って使用すること。
- (4) 原則として物品には「泉佐野市公式キャラクター 一生犬鳴！イヌナキン！」と標記を付すること。
- (5) 原則として物品には許諾番号を付すること。
- (6) 許諾に際して「このマークは商品の品質を保証するものではないと記すこと」等の条件を付された場合それに従うこと。
- (7) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(責任の制限)

第13条 使用者が、デザイン等の使用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、市長は責任の一切を負わないものとする。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月17日から施行する。

別表（第3条第2項）

目 的	デザイン等使用料
販売を目的とするもの	小売価格（消費税賦課前）×3%×製造個数
販売以外を目的とするもの（景品等）	製造原価×3%×製造個数
サービス	サービス利用料金×3%×利用回数
上記以外でデザイン等使用料の算定が困難な場合	別途協議の上で決定した額

※製造個数、利用回数については、第11条第1項に規定する製造個数又は利用回数とする。

また、上記デザイン等使用料以外に別途、証紙代金がかかるものとする。